

愛知県認知症地域づくり人材育成事業
介護保険事業所と地域資源との連携推進研修

認知症基本法の理解と 介護保険事業所の責務

国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
企画戦略局リサーチコーディネーター
(地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター)

進藤 由美

この研修の目的

- 2000年に介護保険制度がスタートしてから今年で25年となります。
- 国が構築を目指してきた「地域包括ケアシステム」の本格稼働に加え、人口減少が続くわが国で、どのように介護が必要な高齢者を支えていくかは最重要課題の一つです。
- 2025年以降、「世界が見たことのない超高齢社会」がわが国に到来します。
- 制度と施策を踏まえつつ、今後の「わが町」について一緒に考えていきましょう。

本日の流れ

I. 認知症基本法について

II. 介護保険事業所の責務

III. グループワーク

ご自身が職場や地域等でできることについて考える



認知症基本法について

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」

成立：令和5年6月14日

施行：令和6年1月1日

第一条（目的）

この法律は、我が国における急速な高齢化の進展に伴い認知症である者（以下「認知症の人」という。）が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策（以下「認知症施策」という。）に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めること等により、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（以下「共生社会」という。）の実現を推進することを目的とする。

基本施策

①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

- ・国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策

②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

- ・認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
- ・認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策

③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

- ・認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
- ・若年性認知症の人(65歳未満で認知症となった者)その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策

④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

- 認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

- ・認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
- ・認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
- ・個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策

⑥【相談体制の整備等】

- ・認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
- ・認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策

⑦【研究等の推進等】

- ・認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及等
- ・認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用等

⑧【認知症の予防等】

- ・希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
- ・早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策

※その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

基本施策①

～認知症の人に関する国民の理解の増進等～

「認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解」

認知症に関する正しい知識

- ✓ 症状を引き起こす疾患、脳の機能、身体ケア、介護保険サービスの種類、認知症の方への配慮 等

認知症の人に関する正しい理解

- ✓ 健康状態、希望、やってみたいこと、家族構成・関係、経済状況、利用しているサービス、不安に感じていること 等

基本施策②

～認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進～

「**自立**して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる**安全な地域作り**の推進」

「**自立**した日常生活・社会生活を営むことができる」

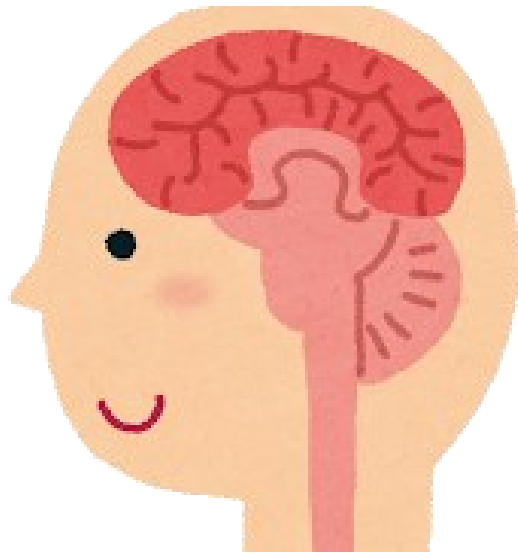
✓厚生労働省:「自立」とは、「他の援助を受けずに自分の力で身を立てること」の意味であるが、福祉分野では、人権意識の高まりやノーマライゼーションの思想の普及を背景として、「**自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと**」、「**障害を持っていてもその能力を活用して社会活動に参加すること**」の意味としても用いられている。

(資料:厚生労働省HP)

✓バリアフリー

1. **物理的なバリア**:路上の放置自転車、段差、滑りやすい床、わかりにくい案内
2. **制度的なバリア**:社会のルール、制度によって機械の均等を奪われている
3. **文化・情報面でのバリア**:必要な情報が平等に得られない(聴覚障害や視覚障害)
4. **意識上のバリア**:偏見、差別、心ない言葉、点字ブロックへの無配慮など

「認知症バリアフリー」 ＝脳の部位と機能を理解する



脳は部位によって機能が異なる

大脳： ものを考える、決める、組み立てるといった高次機能

小脳： 歩く、走るといった運動や平衡感覚の調整

脳幹： 呼吸など生命をコントロール

→ 脳のどの部位に障がいがあるか

→ どのような支援がその人にとってわかりやすいか



身体の状態を把握する

→ 身体の中のどの部位に障がいがあるか

→ どのような支援がその人にとって必要か

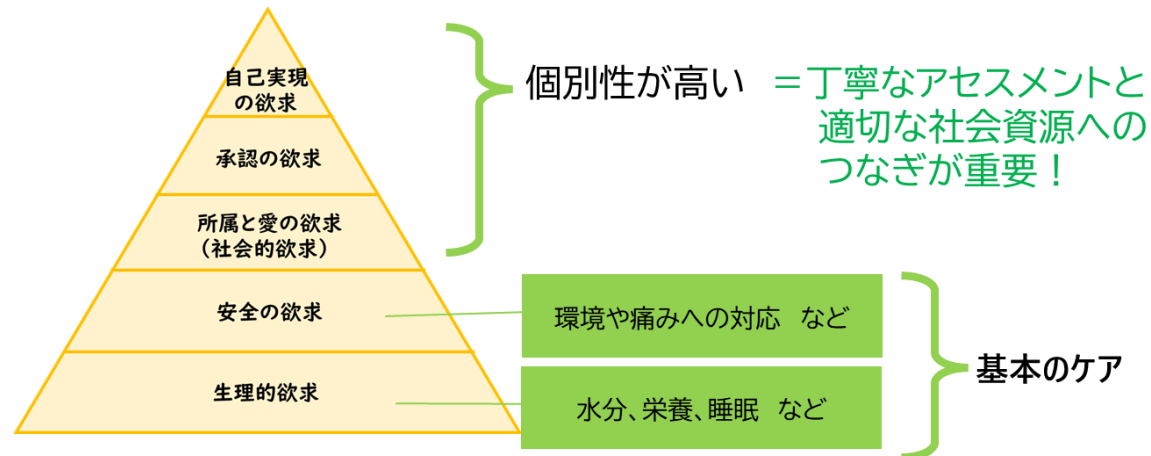
基本施策③

～認知症の人の社会参加の機会の確保等～

「**生きがいや希望**を持って暮らすことができる」

「**意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等**」

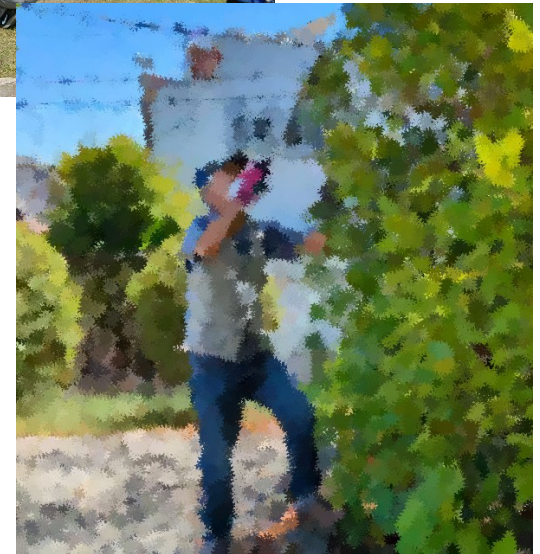
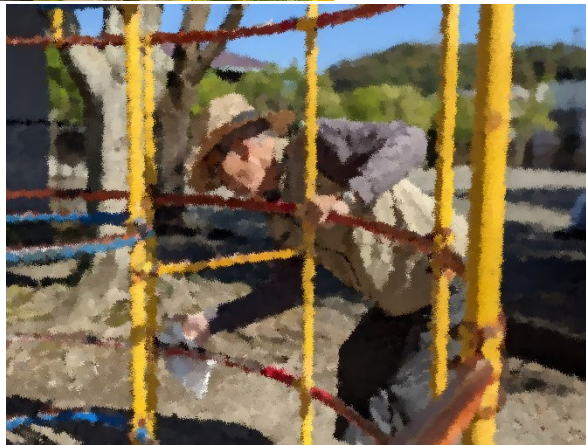
- Hierarchy of Needs (“A Theory of Human Motivation” Abraham H. Maslow, 1943)



- 生理的欲求や安全の欲求は基本のケア
- 個別性の高い社会的欲求、承認欲求や自己実現の欲求をいかに満たすか
→ 医療介護福祉の専門職だけでは達成しにくい

通所介護での取組①

通所介護事業所の利用者が、サービス利用時間中に地域にある公園の掃除や整備を担当



(写真提供)神奈川県鎌倉市 ワーキングデイわかば

通所介護での取組②



協力企業様と契約を結び、利用者のやりたいこととマッチングを行い、職員とともに通所介護利用時間中に参加。

企業から預かった対価は、事業所が管理をし、働きに応じて利用者に支払う。

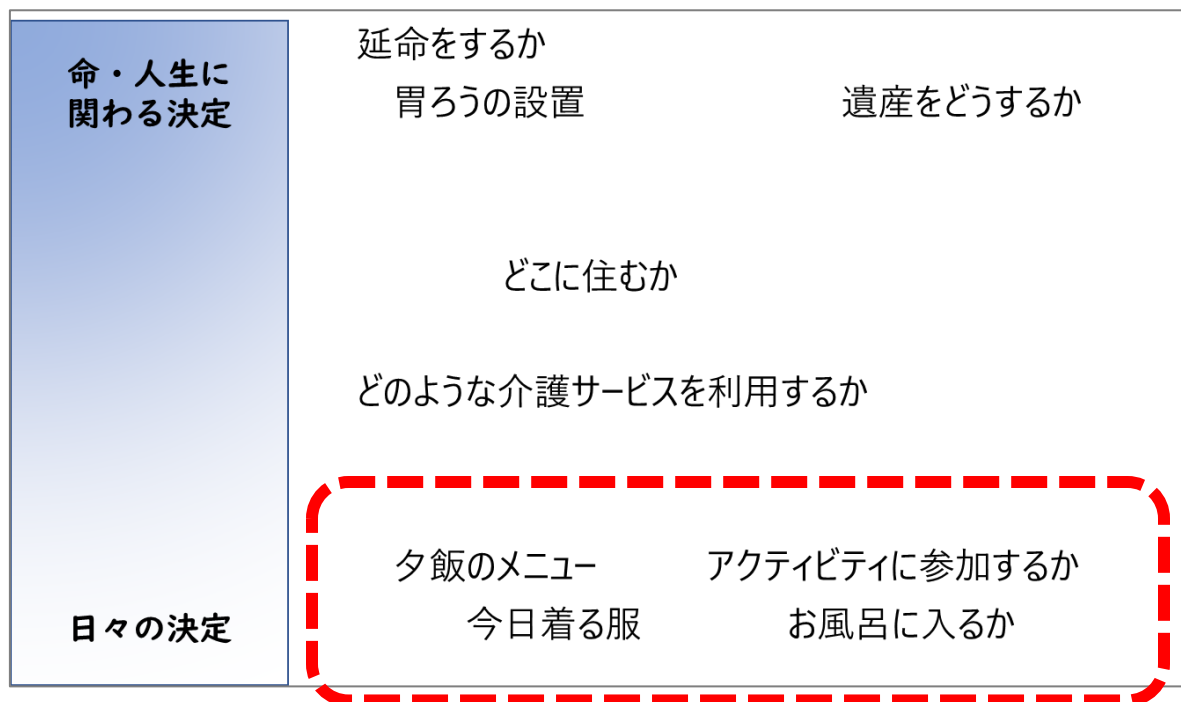
(写真提供)高知県香南市 でいさーびす はっぴい

基本施策④

～認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護～

「意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図る」

→厚生労働省（令和7年3月）「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（第2版）」



資料：進藤由美「認知症の人の意思決定における『次元』」ニッセイ基礎研究所，研究員の眼，2012
(https://www.nli-research.co.jp/files/topics/40026_ext_18_0.pdf?site=nli) 一部改変

ガイドラインの種類

	だれのために	だれに	どのようなときに
障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン	障がいのある人	事業者等	日常生活・社会生活
認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	認知症の人	周囲の人	日常生活・社会生活
人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	人生の最終段階を生きる人及びその段階を見据えて生きる人	医療・介護従事者、家族等	人生の最終段階
身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン	身寄りのない人	医療介護従事者、成年後見人等	入院・医療に係る意思決定が困難な場面
意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン	成年被後見人、被保佐人、被補助人		

厚生労働省「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン(第2版)」(令和7年3月) p4 一部抜粋
(令和6年度厚生労働省老健事業「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの活用及び普及啓発に関する調査研究事業」)

介護保険事業所 の責務

認知症基本法に記された「責務」

対象	責務
国・地方公共団体	基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する
国民	共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める
保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の責務	国及び地方公共団体が実施する認知症施策に協力するとともに、良質かつ適切な保健医療サービス又は福祉サービスを提供するよう努める
日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者の責務	公共交通事業者等、金融機関、小売業者その他日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者は、国及び地方公共団体が実施する認知症施策に協力するとともに、そのサービスを提供するに当たっては、その事業の遂行に支障のない範囲において、認知症の人に対し必要かつ合理的な配慮をするよう努める

責務①

- ・国及び地方公共団体が実施する認知症施策に協力する

国： 認知症施策推進基本計画（令和6年12月）

愛知県： あいちオレンジタウン計画（令和6年3月）

市町村：（ご確認ください）

国：認知症施策推進計画

【新しい認知症観】

- ・ 認知症になっても、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方
- ・ 認知症の人を含めた国民一人一人が「新しい認知症観」に立ち、認知症の人が自らの意思によって、多様な主体と共に、日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会を創り上げていく
- ・ 認知症の人が、認知症の状況に応じて、最期まで自分らしく暮らせるよう、周囲の人の支えも得ながら、認知症の人の尊厳を保持できるようにすることが重要

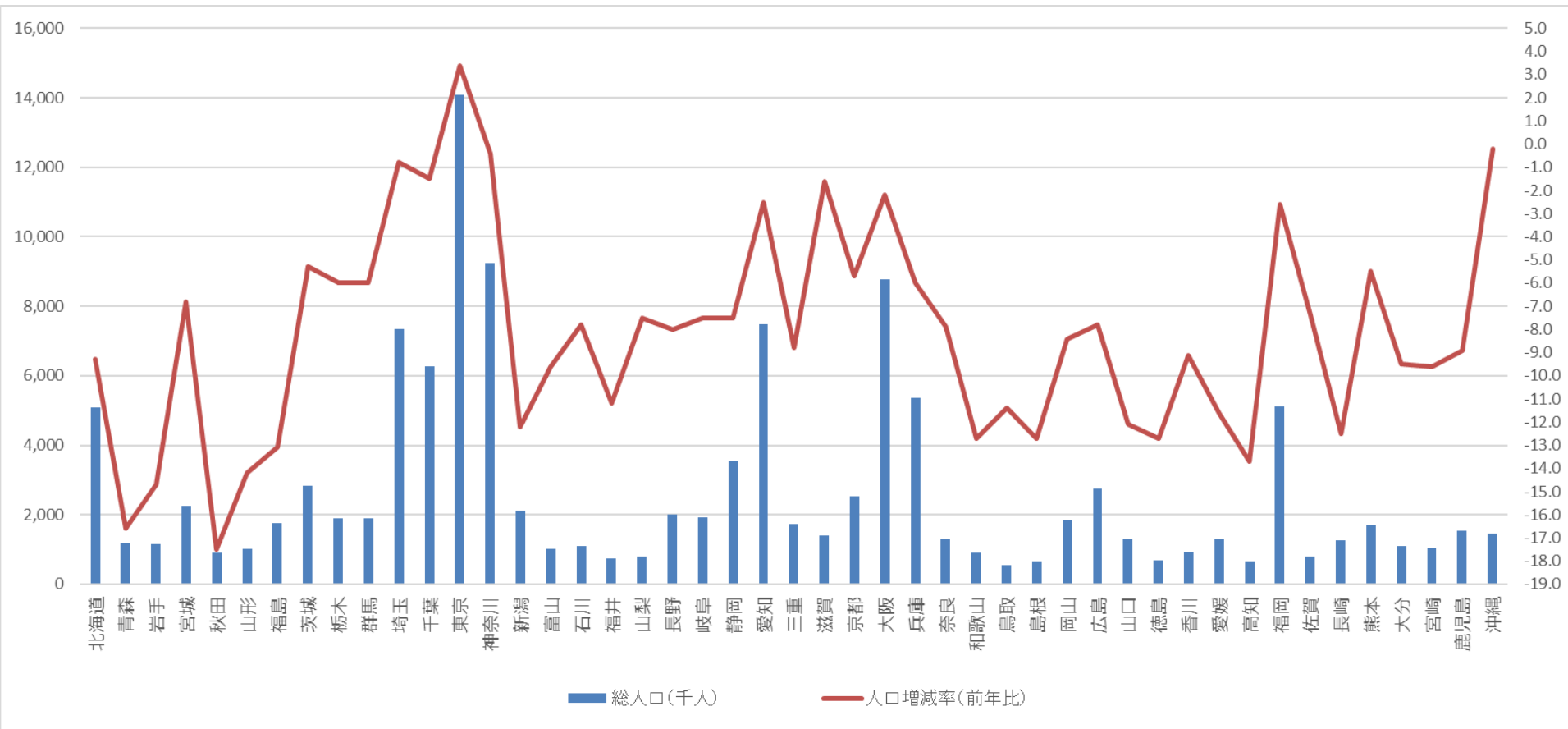
【基本施策】

1. 認知症の人に関する国民の理解の増進
2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等
4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
6. 相談体制の整備等
7. 研究等の推進等
8. 認知症の予防等
9. 認知症施策の策定に必要な調査の実施
10. 多様な主体の連携
11. 地方公共団体に対する支援
12. 国際協力

県：あいちオレンジタウン計画 (認知症施策の推進の体系)

認知症施策 の推進	1. 普及啓発・本人発信支援
	▶ 認知症に対する理解の促進 ▶ 認知症に関する相談先の周知 ▶ 認知症の人本人からの発信支援
	2. 予防
	▶ 介護予防の取組の推進
	3. 医療、ケア、介護サービス、介護者への支援
	▶ 早期発見・早期対応、医療体制の整備 ▶ 医療従事者等の認知症対応力向上 ▶ 介護サービス基盤整備・介護人材確保・介護従事者の認知症対応力向上 ▶ 介護手法の普及等 ▶ 認知症の人の介護者の負担軽減
	4. 認知症バリアフリーの推進、若年性認知症の人への支援、社会参加支援、災害時等における支援
	▶ 認知症バリアフリーの推進 ▶ 若年性認知症の人への支援 ▶ 社会参加支援 ▶ 災害時等における支援
	5. 研究成果の社会実装の促進
	▶ 産学官連携による共同研究及び研究成果の社会実装の促進

都道府県別人口・人口増減率 (令和5年度)

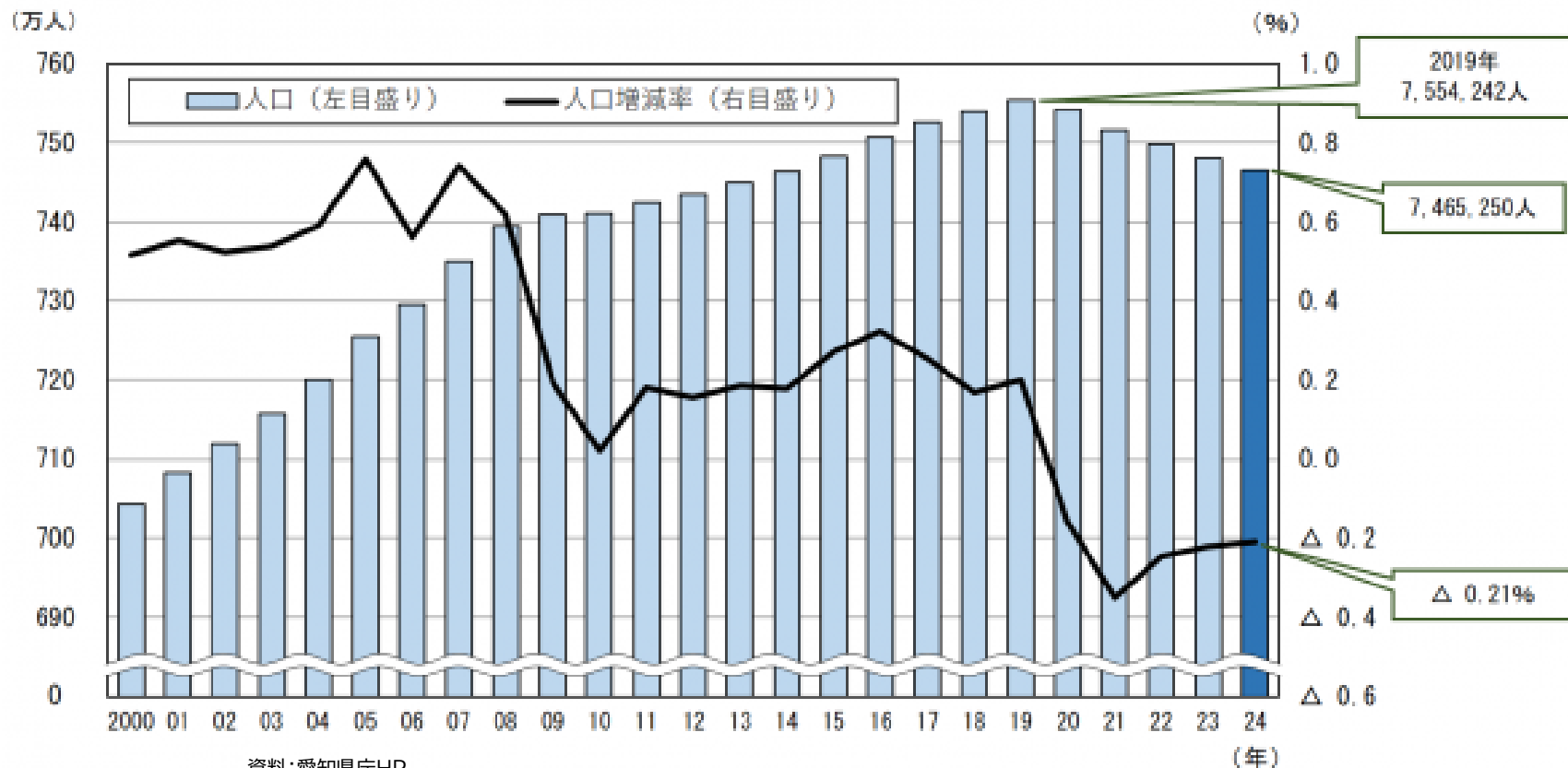


資料:総務省統計局「人口推計」



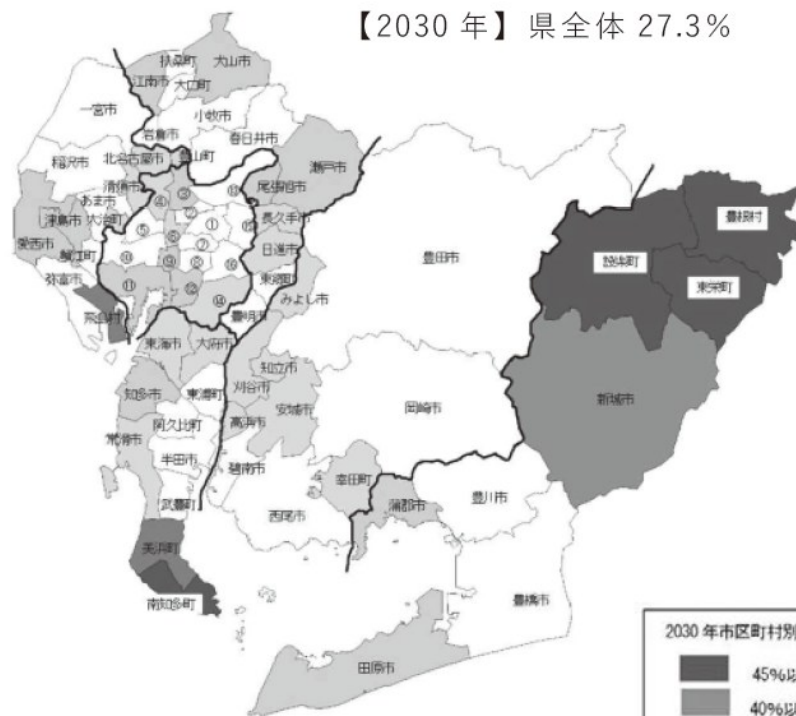
愛知県の人口及び増減率

人口及び人口増減率の推移(2000年～2024年)

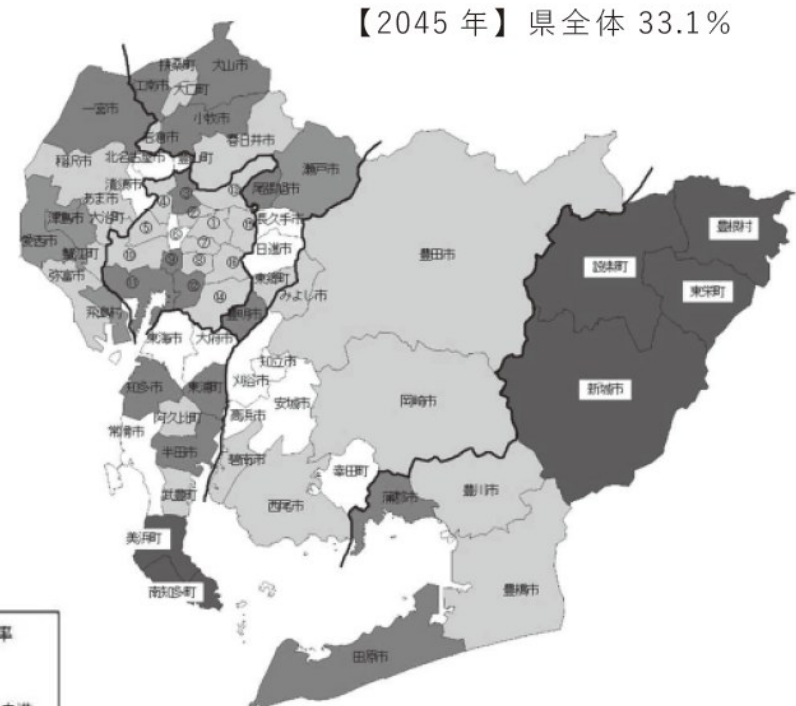
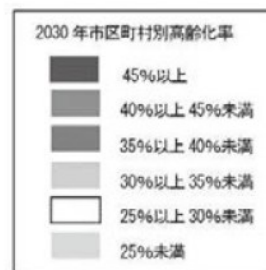


愛知県内の市町村別高齢化率

◆ 市区町村別高齢化率



- ①千種区 ⑤中村区 ⑨熱田区 ⑬守山区
- ②東区 ⑥中区 ⑩中川区 ⑭緑区
- ③北区 ⑦昭和区 ⑪港区 ⑮名東区
- ④西区 ⑧瑞穂区 ⑫南区 ⑯天白区



(資料)「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

人口動態を確認する

- これからわが町はどのようなようになっていくか
 - 必要となる介護サービスは何か
どのような支援が望まれているか
- 医療介護福祉のサービス提供体制を考える
 - 市町村全体に必要なサービスが行きわたっているか
何が不足しているのか、何か過剰となっているのか

Ⅲ. グループワーク

自己紹介

- 自己紹介
お名前、ご所属、保有資格など
- 日々の業務で大切にしていること
 - 特に力を入れていること
 - 課題に感じていること



明日から取り組んでみたいこと

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

3 すべての人に
健康と福祉を



11 住み続けられる
まちづくりを



17 パートナーシップで
目標を達成しよう



皆様の取組が、1年後、3年後、5年後、10年後…のわがまちをつくれます



地方独立行政法人

東京都健康長寿医療センター



国立研究開発法人

国立長寿医療研究センター

National Center for Geriatrics and Gerontology